

# 1. 輸出貿易管理令 別表第2関連物質 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法

(1)本パラメータシートは、下記の政省令に基づくものである。

[政令]: 「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」と略する):昭和24年 政令第378号  
 最終改正:令和元年8月7日公布 8月28日施行 政令第701号  
 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」:昭和49年 政令第202号  
 最終改正:平成30年2月21日公布 4月1日施行 政令第35号

[省令]: 「輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令」  
 :平成4年 通商産業省令第38号  
 最終改正:令和元年8月15日公布 8月30日施行 経済産業省令第34号  
 「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の3の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの」  
 最終改正:平成29年7月24日公布、8月16日施行 経済産業省告示172号

[運用通達等]: 「輸出貿易管理令の運用について」  
 最終改正:令和元年9月2日公布9月16日施行 輸出注意事項2019第45号  
 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」  
 最終改正:令和元年8月15日公布 8月30日施行 輸出注意事項2019第41号  
 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A, 附属書B, 附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成27年4月22日 輸出注意事項27第7号  
 「化学物質の輸出承認について」  
 最終改正:令和元年9月2日公布 9月16日施行 輸出注意事項2019第44号  
 「特定水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」  
 最終改正:平成29年7月24日公布 8月16日施行 輸出注意事項29第13号

(2)本パラメータシートの対象貨物範囲は、下記の通り

貨物名	輸出令別表第2の項番	物質リストの様式番号
麻薬及び向精神薬原料関連	<a href="#">21の3の項</a>	<a href="#">別2-21-3項物質リスト</a>
オゾン層を破壊する物質関連	<a href="#">35の項</a>	<a href="#">別2-35項物質リスト</a>
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連	<a href="#">35の3の項</a>	<a href="#">別2-35-3項物質リスト</a>
水俣条約で規定する特定の水銀(※)	<a href="#">35の4の項(1)</a>	無し

※ 35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない。

但し、輸出令別表第2には上記以外の貨物も掲載されているので、本パラメータシートで非該当と判定された場合であっても他の項に該当しないかどうか確認すること。

- (3)様式で示された質問に対し、回答欄の □内に「レ」あるいは「×」を記入し、回答欄に表示されている指示に従いチェックを進めること。
- (4)判定しにくい場合、又は条件付きの場合は、記入欄にその旨記入すること。
- (5)質問欄の上部の「貨物名」「メーカー名」「品種及び等級」は当該様式の全ページに記入すること。
- (6)当該様式の「作成責任者」の欄に記入の上、捺印すること。